

インセンティブ施策実施規約

(ドライバー向け施策)

DiDi モビリティジャパン株式会社(以下「当社」といいます。)は、サービスの利用率向上のため、当社と各タクシー事業者が別途合意する施策(以下「本施策」といいます。)について、次のとおりドライバー向けインセンティブ施策実施規約(以下、「本規約」といいます。)を定めます。

第1条(目的)

本規約は、当社が本施策に基づいて、タクシー事業者にインセンティブを支払うことにつき必要な事項を定めることを目的とします。

第2条(有効期間)

- 1.本規約の有効期間は、当社が別途定める本施策に関する申込書(以下、「申込書」といいます)に定める期間とする。但し、期間満了の1ヶ月前までに、当社から御社に対して書面による別段の意思表示がないときは、自動的に同一条件で更に1ヶ月間延長されるものとし、それ以降も同様とします。
- 2.理由の如何にかかわらず、当社とタクシー事業者の間のプラットフォームサービス利用規約が終了した場合、本規約も終了するものとします。
- 3.本覚書終了後も、本項、第6条(禁止事項)乃至第9条(準拠法及び裁判管轄)の規定は引き続き有効に存続する。また、第4条(秘密保持)の規定は、本覚書の終了後5年間有効に存続するものとします。

第3条(インセンティブの内容等)

- 1.インセンティブの内容、支払条件及び支払方法等については、申込書に定めるとおりとします。
- 2.当社は、当社が別途定める書式に基づいて、インセンティブ施策の実績をタクシー事業者に報告します。
- 3.タクシー事業者は、前項のインセンティブの受領後、速やかに対象ドライバーにインセンティブを配布するものとします。
- 4.当社は、市場の変化、御社の実績等を勘案し、本施策の条件を合理的な範囲で変更することができるものとします。なお、条件を変更する場合は、当社とタクシー事業者との間で事前に協議するものとし、協議で定めた内容を反映した条件表を変更実施月の前月末日までに書面で通知するものとします。

第4条(秘密保持)

タクシー事業者は、当社から開示された技術上、営業上及び業務上の一切の情報(本施策の存在及び内容を含みます。)を厳に秘密として保持し、当社の書面による事前の承諾を得ることなく、本規約の履行目的以外には使用してはならず、また、第三者に開示又は漏洩してはならないものとします。但し、次の各号に掲げる情報はこの限りではありません。

- (1)開示の時に公知であった情報

- (2) 開示の後、タクシー事業者の守秘義務違反によらずに公知となった情報
- (3) 開示の時に受領者が既に正当に保有していた情報
- (4) 開示の権利を有する者からタクシー事業者が守秘義務を課されることなく入手した情報

第5条(覚書内容の修正又は変更)

本覚書の修正又は変更は、当社が別途指定する方法によるものとします。

第6条(禁止事項)

タクシー事業者または所属ドライバーが本施策に関して不正行為を行ったと当社が判断した場合は、当社は直ちに本施策を中止、解除するとともに、交付したインセンティブの返還をタクシー事業者に請求できるものとします。

第7条(損害賠償)

当社は、タクシー事業者の責めに帰すべき事由により損害を被った場合は、本規約の解除に加えて、当社が被った当該損害(訴訟費用及び弁護士報酬を含むがこれらに限られない。)を賠償請求することができる。

第8条(協議解決)

本規約の解釈又は本覚書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、信義誠実の原則に従い協議し解決するものとします。

第9条(準拠法及び裁判管轄)

本規約は、日本法に準拠するものとし、本規約に関する裁判上の紛争は東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2019年4月1日 制定

2019年8月7日 改訂

以上